

資料



| |
|-------|
| 総論 |
| 基本構想 |
| 基本計画 |
| 基本方針1 |
| 基本方針2 |
| 基本方針3 |
| 基本方針4 |
| 基本方針5 |
| 基本方針6 |
| 基本方針7 |
| 資料 |

用語解説

A ~ Z

AI

人工知能 (artificial intelligence) の略。コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。

DV

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

ICT機器

ICTは情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略であり、学校教育におけるICT機器は、生徒や教員が学習で用いるタブレットPC、デジタルビデオカメラ、プロジェクター、電子黒板などのこと。

PDC Aサイクル

マネジメント手法の一種。計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を改善 (Action) したうえで、さらに、元の計画に反映させていくことで、ら旋状に品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

あ 行

アダプトプログラム

公園、河川、道路等の公共施設の一部を養子とみなして、市民が里親となって美化 (清掃) 等を行う制度。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者など、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブで提供される情報を利用できるようにすること。

か 行

介護離職ゼロ

家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立でき、介護によって離職する人が無くなる社会の実現を目指す取組みのこと。

かんがい排水施設

農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良を行い、水利用の安定と合理化を図るためのダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等の施設のこと。

管渠（かんきょ）

地中に埋設した、主に水道の排水・取水管（上水管、下水管）、あるいはその側溝のこと。

関西文化学術研究都市

京都府、大阪府、奈良県の3府県（7市1町）にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市のこと。木津川市では、精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。

クラスター型

クラスター（cluster）は、本来は花やブドウの房の意味であり、都市計画で用いるクラスター型は、個々の拠点や地区を相互に関連させて一つの集合体としてとらえ配置するタイプの都市づくりを意味する。

クリエイター

広義には創造的な仕事に携わる人を指すが、ここでは、美術、音楽、映像などのアートに関わる作家のこと。

グローバル化

文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行なわれるようになり、地球規模で統合、一体化される時代の動きのこと。グローバリゼーション（globalization）ともいう。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

研究開発型産業施設

研究開発機能と生産機能が一体となった施設のこと。

後期高齢者医療制度

75歳以上（寝たきりの場合は65歳以上）の高齢者を対象とする独立した医療制度。

個人番号カード

住民票を持つすべての人に付与されるマイナンバー（個人番号）を、本人証明や自治体サービス等に利用するために発行されるカードで、マイナンバー、氏名、生年月日、性別、本人顔写真が表示される。

コミュニティ

本来は、地域社会あるいは共同体のことであり、住民間のつながりや相互の協力関係などを意味するが、同じ目的や問題意識を持つ人の集まりやネット上の仲間などにも使用される。地域のコミュニティは、子育てや福祉、住環境づくり、活性化などの地域課題の解決に重要な役割を果たすものである。

さ　　行

ジェネリック医薬品

後発医薬品のこと。新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に、他の製薬会社が同じ有効成分を使って製造・販売するもの。品質、効き目、安全性は同等であるが、新薬に比べ開発費が少なく低価格である。

自助・共助・公助

まちづくりにおける、個々の住民や事業者、地域や団体、行政の役割と関わり方を表す考え方。「自助」は、自分自身が考え、行動し問題の解決を図るよう努めること、「共助」は近隣の人々が助け合い協力して地域づくりに取り組むこと、「公助」は、行政が法律や制度に基づき支援し、補完することであり、自助・共助・公助がすべてそろって豊かな地域ができるとされる。

指定管理者制度

公の施設の管理・運営について、民間の能力や活力を活用し、行政の効率化と住民サービスの向上を図るため、指定を受けた民間事業者やNPO法人等が管理できる制度。

総論

基本構想

基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

基本方針6

基本方針7

資料

資料

| |
|--------|
| 総論 |
| 基本構想 |
| 基本計画 |
| 基本方針 1 |
| 基本方針 2 |
| 基本方針 3 |
| 基本方針 4 |
| 基本方針 5 |
| 基本方針 6 |
| 基本方針 7 |
| 資料 |

住民基本台帳

市町村長または特別区区長が、住民の氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成した公簿で、居住関係の証明、選挙人名簿登録、印鑑登録など住民に関する事務処理の基礎となるもの。

小規模保育

0-3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと。一人の保育スタッフが担当する子どもの数が少ないため手厚く子どもの発達に応じた質の高い保育を行うことができる。

情報セキュリティポリシー

情報セキュリティに関する組織の規定であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルール、手続きを網羅的にとりまとめたもの。

情報ネットワーク化

コンピュータやデジタル通信システムをつなぎ、多数の情報機器同士が情報をやりとりする仕組みが広がっていくこと。

初期救急医療

入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な軽症患者を対象とするもの。在宅当番医制参加診療所、夜間・休日急病診療所などが担っている。

ジョブパーク

ハローワークと連携し、相談から就職、安定した生活を実現するまでを支援する就業支援拠点で、大学生・留学生、若年者、中高年齢者、女性、障がい者など、幅広い求職者の就業活動をサポートする機関。

新オレンジプラン

「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」の愛称。認知症高齢者等の生活全般に及ぶ横断的な認知症施策を総合的に推進していくため、平成27年1月に厚生労働省が関係省庁と共同して策定したもの。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員などが、心の専門家として、教員等と異なる外部の立場から児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士のほか、教育と福祉の両面に専門的な知識・技術と活動経験実績等がある人などが、教育機関において問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、保護者、教職員への支援・相談・情報提供、研修活動等を行う者。

税外債権

地方公共団体が権利をもつ金銭債権のうち、分担金、手数料、公共施設の使用料、財産の貸付料等の税以外のもの。具体的には、介護保険料、保育所保育料、公民館使用料、住民票交付手数料、上水道・下水道使用料等が含まれる。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養の取り方、嗜好などの生活習慣がその発症や進行に深く関わっている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの病気のこと、その改善と予防が大きな課題となっている。

性的マイノリティ

同性愛者（レズビアン、ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、性同一性障害（トランスジェンダー）などの人々のことをいい、これらの頭文字をとってLGBTとも呼ばれる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度で、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたりするもの。

た 行

地域包括ケア

認知症高齢者の増加を背景に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

地方創生

加速度的に進む人口減少・超高齢化に対し、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした政策。地方自治体は、地域の人口推計「人口ビジョン」および人口維持と活性化の戦略「地方版総合戦略」を策定し、地方への人口流入、若い世代の結婚・出産・子育て、安心なくらしづくり、地域と地域の連携を推進するもの。

長期債務残高

国債や地方債など国や地方自治体が発行した公債や、借入金の残高等を合算したもの。いわゆる国と地方自治体が返済しなければいけない「借金」のこと。

低炭素

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出が、できる限り低く抑えられていること。

デジタル教材

デジタル技術を使った学習教材のことであり、個々の生徒がタブレット端末で読んだり画像・音声を確認したり、プロジェクターや電子黒板に表示して授業を効果的に進めることができる。

天井川

川底が周辺の地面の高さよりも高い位置にある川のこと。

な 行

二次救急医療

手術や入院を要するが、すぐに生命には別状ない、ある程度の重症患者を対象とする救急医療。地域の病院がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う。

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、地域に点在する有形・無形の遺産を「面」として活用し発信することで、地域活性化を図ることを目的としている。

認定こども園

幼稚園や保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えた施設のこと。認定こども園制度の推進により、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能になる、既存の幼稚園の活用により待機児童が解消される、地域子育て支援が充実する、等の効果が期待されている。

ネーミングライツ

スポーツ施設や文化施設、公園等に、パートナー企業（施設命名権者）の社名やブランド名を有償で付与する権利のことで、命名権ともいわれる。

は 行

ハード事業

道路整備、河川整備、圍場整備等の土木工事、建物の建設工事、機械・設備の導入等、モノとして見える物理的な事業のこと。これに対して施設の運用、市民へのサービス提供やイベント開催等の形の見えないものをソフト事業という。

総

論

基本
構
想

基本
計
画

基本
方針
1

基本
方針
2

基本
方針
3

基本
方針
4

基本
方針
5

基本
方針
6

基本
方針
7

資

料

| |
|-------|
| 総論 |
| 基本構想 |
| 基本計画 |
| 基本方針1 |
| 基本方針2 |
| 基本方針3 |
| 基本方針4 |
| 基本方針5 |
| 基本方針6 |
| 基本方針7 |
| 資料 |

働き方改革

働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方の改革を総合的に推進するための国の政策であり、長時間労働の是正、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等を講じるもの。

普通交付税合併算定替の特例措置

市町村の合併に伴う普通交付税額の激変を緩和するため、合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額が、合併関係市町村がなお存続するとみなして計算した額の合計額を下回らないようにすること。木津川市においては、新市誕生の翌年度、平成19年度から27年度までの9年間は合併算定替増加額の全額が交付され、それ以降は段階的に縮減し平成32年度を最後に終了することとなっている。

ヘイトスピーチ

公の場における憎悪（hate）に基づく差別的な言動のことで、特定の人種、民族、宗教、性別、職業、障がい、性的志向などを誹謗中傷したり排除することを扇動するもの。

ま 行

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするマークのこと。

マチオモイ

マチオモイ®とは、自分にとって大切なまちを再確認すること。地域に寄り添い、地域に眠る無数の価値を見つけたい。そんな願いから、木津川市では地元農産物の情報発信など、市のブランド力を高め、魅力を発信することを目的とした「マチオモイ部」を設置している。

や 行

有害鳥獣

農作物や人などに被害を与える野生動物のこと。近年、有害鳥獣による被害が増えており、農林業被害ではシカ、イノシシ、サルなどによるものが多く、大きな問題となっている。狩猟者の減少、中山間地の人口減少・高齢化による農地管理能力低下等が主な要因とされる。

ら 行

ローリング方式

計画期間は常に一定とし、毎年度ごとに修正や補完など計画内容を見直す方式のこと。社会・経済情勢の変化に弾力的に対応し、計画と現実とが大きくずれることを防ぐことができる。

わ 行

ワークライフバランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を、持てる健康で豊かな生活ができる、仕事と生活の調和した状態のこと。

木津川市総合計画審議会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 230 号
改正 平成 23 年 10 月 4 日条例第 13 号
平成 29 年 3 月 28 日条例第 17 号

木津川市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 木津川市総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、木津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関する事。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成 23 年 10 月 4 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基
本
方
針
1

基
本
方
針
2

基
本
方
針
3

基
本
方
針
4

基
本
方
針
5

基
本
方
針
6

基
本
方
針
7

資

料

審議会委員

(敬称略・50音順)

| 区 分 | 氏 名 | ふりがな | 備 考 |
|-----------------|----------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 1号委員 (公募委員) | 尾崎 忠教 | おざき ただのり | |
| | 西村 正子 | にしむら まさこ | |
| | 森田 雄巳 | もりた かつみ | |
| 2号委員 (識見委員) | 副会長 今里 佳奈子 | いまさと かなこ | 龍谷大学 政策学部教授 |
| | 会長 真山 達志 | まやま たつし | 同志社大学 政策学部教授 |
| 3号委員 | 今西 勝美 | いまにし かつみ | 京都やましろ農業協同組合 木津川市運営協議会 会長 (農業部門) |
| | 北島 宣 (1・2回) | きたじま あきら | 京都大学大学院農学研究科教授 (学研・教育部門) |
| | 中崎 鉄也 (3回～) | なかざき てつや | 京都大学大学院農学研究科教授 (学研・教育部門) |
| | 久保 恭子 | くぼ やすこ | 民生児童委員協議会 副会長 (福祉部門) |
| | 小松 信夫 | こまつ のぶお | 木津川市教育委員 (教育部門) |
| | 中川 雅永 | なかがわ まさのり | 関西文化学術研究都市推進機構 常務理事 |
| | 西井 貴信 | にしい たかのぶ | 木津川市商工会青年部 部長 (商工部門) |
| | 福井 さなえ | ふくい さなえ | 子育てサロン こそだてママ net ★ 代表 (子育て部門) |
| | 福井 康裕 | ふくい やすひろ | 木津川市観光協会 理事 (観光部門) |
| | 松本 耕考 | まつもと たかこ | 木津川市廃棄物減量等推進員 (環境部門) |
| 山本 勇人 (1～3回) | やまもと はやと | 京都府山城広域振興局 企画総務部企画振興室長 | |
| 岩田 高明 (4回～) | いわた たかあき | 京都府山城広域振興局 企画総務部企画振興室長 | |

策定経過

○木津川市総合計画審議会・木津川市総合計画庁内本部会議・

木津川市総合計画策定庁内ワーキングチーム会議／木津川市議会

| 会議 | 開催日 | 主な議題 |
|------------------|--------------|--|
| 第1回 庁内ワーキングチーム会議 | 平成29年7月18日 | ・総合計画の策定方針とスケジュールについて ・総合計画策定庁内ワーキングチームについて ・第1次総合計画後期基本計画施策評価について |
| 第1回 庁内本部会議 | 平成29年8月17日 | ・総合計画の策定方針とスケジュールについて ・総合計画策定庁内本部会議について ・第1次総合計画後期基本計画施策評価について ・市民・中学生アンケート調査について |
| 諮問 | 平成29年8月29日 | |
| 第1回 審議会 | 平成29年8月29日 | ・総合計画審議会の運営について ・木津川市総合計画策定方針について ・木津川市総合計画の概要について ・市民・中学生アンケート調査について |
| 第2回 庁内ワーキングチーム会議 | 平成29年8月4日・7日 | ・第1次総合計画後期基本計画施策評価について |
| 第2回 庁内本部会議 | 平成29年11月22日 | ・市民・中学生アンケート調査結果について ・第1次木津川市総合計画WT施策評価結果について ・第2次木津川市総合計画におけるまちの将来像について |
| 第2回 審議会 | 平成29年11月28日 | ・市民・中学生アンケート調査結果について ・第1次木津川市総合計画WT施策評価結果について ・第2次木津川市総合計画におけるまちの将来像について |
| 第3回 審議会 | 平成30年3月20日 | ・市民ワークショップ結果について ・第2次木津川市総合計画構成案について ・第2次木津川市総合計画におけるまちの将来像について |
| 第3回 庁内本部会議 | 平成30年5月24日 | ・第2次木津川市総合計画構成（案）について ・第2次木津川市総合計画基本構想（骨子案）について |
| 第4回 審議会 | 平成30年6月6日 | ・第2次木津川市総合計画基本構想（骨子案）について |
| 第3回 庁内ワーキングチーム会議 | 平成30年6月20日 | ・第2次木津川市総合計画構成（案）について ・第2次木津川市総合計画基本計画 |
| 第5回 審議会 | 平成30年8月31日 | ・地域ワークショップ結果について ・第2次木津川市総合計画基本構想（案）について ・第2次木津川市総合計画基本計画（骨子案）について |
| 第4回 庁内ワーキングチーム会議 | 平成30年10月22日 | ・第2次木津川市総合計画（案）について |
| 第4回 庁内本部会議 | 平成30年10月23日 | ・第2次木津川市総合計画（案）について |
| 第6回 審議会 | 平成30年11月1日 | ・第2次木津川市総合計画（案）について |
| 市議会全員協議会 | 平成29年11月9日 | ・第2次木津川市総合計画（案）について |
| 第7回 審議会 | 平成31年1月17日 | ・第2次木津川市総合計画答申（案）について |
| 答申 | 平成31年1月17日 | |
| 第5回 庁内本部会議 | 平成31年1月30日 | ・第2次木津川市総合計画（案）について |
| 議案可決 | 平成31年3月18日 | |

総論

基本構想

基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

基本方針6

基本方針7

資料

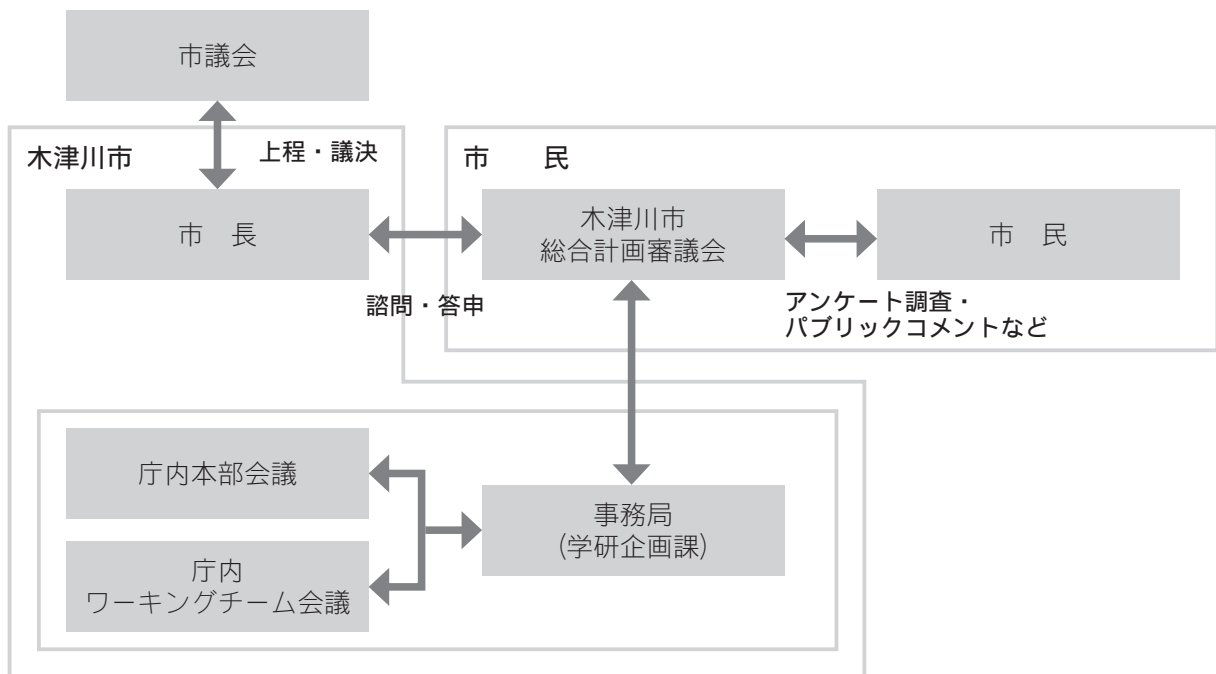
資料

| |
|-------|
| 総論 |
| 基本構想 |
| 基本計画 |
| 基本方針1 |
| 基本方針2 |
| 基本方針3 |
| 基本方針4 |
| 基本方針5 |
| 基本方針6 |
| 基本方針7 |
| 資料 |

○市民参画

| 取組み | 期間 | 内容 |
|--------------------------|--------------------|--|
| 木津川市のまちづくりに関するアンケート調査 | 平成29年9月29日～10月16日 | ・市民の木津川市に対する満足度、政策・施策に関するニーズを把握するとともに、第1次総合計画による効果を検証するため調査を実施した。 有効回収数/配布数 = 2,055 / 5,500 有効回収率 = 37.4% |
| 木津川市のまちづくりに関する中学生アンケート調査 | 平成29年9月11日～9月22日 | ・木津川市の中学生世代のニーズ、まちづくりに対する希望、木津川市への永住希望などを聞くとともに、調査を通じて市への愛着や行政に対する関心を醸成させることを目的に調査を実施した。 有効回収数/配布数 = 730 / 745 有効回収率 = 98.0% |
| 市民ワークショップ | 平成30年1月26日 | ・市の将来像やその実現のための視点、具体的取組みについて、まちづくりや事業など様々な立場で活躍する市民がそれぞれの視点で意見交換を行うとともに、団体間で交流することを目的に、市民ワークショップを実施した。 参加者：ふるさと応援事業補助金採択団体 10団体・19名 テーマ：10年後、20年後に市民が幸せに暮らせる木津川市とは |
| 地域ワークショップ | 平成30年6月24日 | ・市内の地域特性や課題を踏まえ、政策、施策に活かすことを目的に、地域ワークショップを実施した。 参加者：当尾地域各地区の区長 15名 テーマ：当尾の未来に向けて私たちにできること |
| 市民説明会 | 平成30年11月18日、25日 | ・第2次総合計画（案）の説明を行い、市民への周知と意見把握に努めた。 開催場所：加茂保健センター、山城支所、市役所 |
| パブリックコメント | 平成30年11月12日～12月11日 | ・第2次総合計画（案）について、パブリックコメントを実施し、市民への周知及び意見把握に努めた。 |

策定体制図



諮問

| | |
|---|--------------------------------------|
| | 9 木学研第 1 1 4 号 平成 2 9 年 8 月 2 9 日 |
| 木津川市総合計画審議会 会長 真山 達志 様 | |
| | 木津川市長 河井 規子 |
| 第 2 次木津川市総合計画の策定について (諮問) | |
| 木津川市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。 | |
| 記 | |
| 第 2 次木津川市総合計画 (計画期間：2 0 1 9 年度～2 0 2 8 年度) の策定につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。 | |
| | 以上 |

答申

| | |
|---|-------------------------|
| | 平成 3 1 年 1 月 1 7 日 |
| 木津川市長 河井 規子 様 | |
| | 木津川市総合計画審議会 会長 真山 達志 |
| 第 2 次木津川市総合計画の策定について (答申) | |
| 平成 2 9 年 8 月 2 9 日付け 9 木学研第 1 1 4 号で諮問のありました第 2 次木津川市総合計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおりとりまとめましたので、木津川市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき答申します。 | |

総
論

基
本
構
想

基
本
計
画

基
本
方
針
1

基
本
方
針
2

基
本
方
針
3

基
本
方
針
4

基
本
方
針
5

基
本
方
針
6

基
本
方
針
7

資

料

統計データ

○小学校区別人口の推移

| 小学校区 | 平成 22 年 (人) | 平成 27 年 (人) | 平成 30 年 (人) | 増 減 率 平成 22～27 年 | 増 減 率 平成 22～30 年 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|
| 木津 | 8,495 | 7,737 | 8,324 | -8.9 | -2.0 |
| 相楽 | 6,545 | 6,618 | 6,876 | 1.1 | 5.1 |
| 高の原 | 7,634 | 7,222 | 7,108 | -5.4 | -6.9 |
| 相楽台 | 4,364 | 4,397 | 4,896 | 0.8 | 12.2 |
| 木津川台 | 6,561 | 6,700 | 6,492 | 2.1 | -1.1 |
| 梅美台 | 5,736 | 7,176 | 7,137 | 25.1 | 24.4 |
| 州見台 | 6,680 | 7,436 | 7,608 | 11.3 | 13.9 |
| 城山台 | - | 3,339 | 5,979 | - | - |
| 加茂 | 6,455 | 6,182 | 6,015 | -4.2 | -6.8 |
| 恭仁 | 1,559 | 1,336 | 1,381 | -14.3 | -11.4 |
| 南加茂台 | 6,846 | 6,168 | 6,141 | -9.9 | -10.3 |
| 棚倉 | 4,667 | 4,584 | 4,640 | -1.8 | -0.6 |
| 上狛 | 4,219 | 3,945 | 3,850 | -6.5 | -8.7 |
| 合計 | 69,761 | 72,840 | 76,447 | 4.4 | 9.6 |

資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）、住民基本台帳（平成 30 年 3 月末現在）

○小学校区別、年齢 3 区分別人口構成比の推移

| 小学校区 | 平成 22 年 (%) | | | 平成 27 年 (%) | | | 平成 30 年 (%) | | | 増減 (ポイント) 平成 22～30 年 | | |
|------|----------------|------------|-----------|----------------|------------|-----------|----------------|------------|-----------|-------------------------|------------|-----------|
| | 0～14 歳 | 15～64 歳 | 65歳 以上 | 0～14 歳 | 15～64 歳 | 65歳 以上 | 0～14 歳 | 15～64 歳 | 65歳 以上 | 0～14 歳 | 15～64 歳 | 65歳 以上 |
| 木津 | 14.1 | 61.2 | 24.8 | 15.5 | 58.5 | 26.0 | 14.8 | 57.6 | 27.6 | 0.7 | -3.6 | 2.8 |
| 相楽 | 13.9 | 63.2 | 22.9 | 14.8 | 59.1 | 26.1 | 14.6 | 58.0 | 27.5 | 0.7 | -5.2 | 4.6 |
| 高の原 | 15.0 | 71.8 | 13.2 | 12.6 | 65.9 | 21.5 | 11.5 | 63.4 | 25.1 | -3.5 | -8.4 | 11.9 |
| 相楽台 | 15.3 | 68.0 | 16.7 | 12.8 | 63.2 | 24.0 | 13.3 | 62.5 | 24.2 | -2.0 | -5.5 | 7.5 |
| 木津川台 | 23.2 | 65.8 | 11.0 | 19.4 | 64.9 | 15.8 | 16.3 | 66.3 | 17.4 | -6.9 | 0.5 | 6.4 |
| 梅美台 | 31.5 | 62.1 | 6.4 | 32.9 | 59.8 | 7.3 | 31.1 | 61.3 | 7.6 | -0.4 | -0.8 | 1.2 |
| 州見台 | 26.0 | 64.7 | 9.3 | 24.5 | 63.3 | 12.3 | 22.0 | 65.0 | 12.9 | -4.0 | 0.3 | 3.6 |
| 城山台 | - | - | - | 26.0 | 58.7 | 15.3 | 33.0 | 60.1 | 6.9 | - | - | - |
| 加茂 | 15.2 | 58.7 | 26.0 | 13.8 | 56.1 | 30.1 | 12.1 | 57.1 | 30.8 | -3.1 | -1.6 | 4.8 |
| 恭仁 | 7.1 | 55.4 | 37.5 | 6.5 | 48.5 | 45.0 | 6.6 | 46.5 | 46.9 | -0.5 | -8.9 | 9.4 |
| 南加茂台 | 8.4 | 71.5 | 20.1 | 7.6 | 55.4 | 37.0 | 6.7 | 49.1 | 44.2 | -1.7 | -22.4 | 24.1 |
| 棚倉 | 16.3 | 61.9 | 21.8 | 16.7 | 56.7 | 26.6 | 15.1 | 56.1 | 28.8 | -1.2 | -5.8 | 7.0 |
| 上狛 | 11.2 | 58.3 | 30.5 | 11.0 | 53.2 | 35.8 | 10.3 | 52.9 | 36.9 | -0.9 | -5.4 | 6.4 |
| 合計 | 17.0 | 64.3 | 18.6 | 17.3 | 59.7 | 23.0 | 17.0 | 59.2 | 23.8 | 0.0 | -5.1 | 5.2 |

資料：国勢調査（平成 17 年、平成 22 年）、住民基本台帳（平成 30 年 3 月末現在）

○産業大分類別事業所数と従業者数（全事業所）

| 産業分類 | 2014 (H26) | | 2016 (H28) | | 産業分類 | 2014 (H26) | | 2016 (H28) | |
|---------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-----------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) | | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) |
| 総数 | 1,997 | 18,092 | 1,878 | 15,547 | 不動産業、物品賃貸業 | 95 | 308 | 88 | 287 |
| 農林漁業 | 5 | 22 | 6 | 48 | 学術研究、専門・技術サービス業 | 87 | 1,050 | 86 | 1,172 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | 宿泊業、飲食サービス業 | 193 | 1,592 | 180 | 1,593 |
| 建設業 | 188 | 989 | 186 | 970 | 生活関連サービス業、娯楽業 | 173 | 685 | 170 | 706 |
| 製造業 | 170 | 1,653 | 166 | 1,716 | 教育、学習支援業 | 142 | 1,585 | 104 | 566 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5 | 62 | 2 | 10 | 医療、福祉 | 199 | 3,358 | 188 | 2,415 |
| 情報通信業 | 8 | 35 | 6 | 20 | 複合サービス事業 | 12 | 329 | 12 | 329 |
| 運輸業、郵便業 | 23 | 444 | 26 | 376 | サービス業 (他に分類されないもの) | 137 | 762 | 132 | 807 |
| 卸売業、小売業 | 516 | 4,205 | 505 | 4,284 | 公務 (他に分類されるものを除く) | 21 | 751 | — | — |
| 金融業、保険業 | 23 | 262 | 21 | 248 | | | | | |

資料：経済センサス

○工業（事業所数等）の推移

| 年 | 事業所数 (所) | 内従業者 30人以上 | 従業者数 (人) | 現金給与 総額 (万円) | 原材料 使用額等 (万円) | 製造品 出荷額等 (万円) | 付加 価値額 (万円) | 有形固定資産 | |
|------------|-------------|---------------|-------------|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------|---------|------|
| | | | | | | | | 年未現在高 | (万円) |
| 2009 (H21) | 73 | 8 | 999 | 300,685 | 2,012,542 | 3,100,469 | 879,252 | 801,998 | |
| 2013 (H25) | 61 | 7 | 920 | 290,526 | 1,864,026 | 2,737,249 | 804,377 | 760,741 | |
| 2017 (H29) | 58 | 11 | 1,228 | 420,794 | 2,456,423 | 3,731,691 | 1,192,773 | — | |

資料：工業統計調査

○商業の推移

| 年 | 合計 | | | 卸売業計 | | | 小売業計 | | | |
|------------|--------------|-------------|---------------|--------------|-------------|---------------|--------------|-------------|---------------|-------------|
| | 事業所数 (店舗) | 従業者数 (人) | 年間販売額 (万円) | 事業所数 (店舗) | 従業者数 (人) | 年間販売額 (万円) | 事業所数 (店舗) | 従業者数 (人) | 年間販売額 (万円) | 売場面積 (㎡) |
| 2009 (H21) | 527 | 4,714 | — | 81 | 493 | — | 446 | 4,221 | — | — |
| 2014 (H26) | 516 | 4,205 | — | 74 | 434 | — | 442 | 3,771 | — | — |
| 2016 (H28) | 381 | 3,370 | 7,217,300 | 47 | 304 | 1,617,600 | 334 | 3,066 | 5,599,700 | 66,056 |

資料：商業統計調査、経済センサス

総論

基本構想

基本計画

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

基本方針6

基本方針7

資料

資料

○木津川市の国指定文化財

国宝

| 文化財 | 所有者・管理者 | 文化財 | 所有者・管理者 | 文化財 | 所有者・管理者 |
|---------------|---------|-----------------|---------|----------|---------|
| 海住山寺五重塔 | 海住山寺 | 浄瑠璃寺三重塔(九体寺三重塔) | 浄瑠璃寺 | 木造四天王立像 | 浄瑠璃寺 |
| 浄瑠璃寺本堂(九体寺本堂) | 浄瑠璃寺 | 木造阿弥陀如来坐像 | 浄瑠璃寺 | 銅造釈迦如来坐像 | 蟹満寺 |

重要有形文化財

| 文化財 | 所有者・管理者 | 文化財 | 所有者・管理者 | 文化財 | 所有者・管理者 |
|----------|----------|-----------------|---------|--------------|---------|
| 相楽神社本殿 | 相楽神社 | 小林家住宅主屋 | (個人) | 木造十一面観音菩薩坐像 | 現光寺 |
| 五輪塔(清水) | 木津川市 | 木造文殊菩薩坐像 | 大智寺 | 木造薬師如来坐像 | 西明寺 |
| 海住山寺文殊堂 | 海住山寺 | 木造十一面観音立像 | 大智寺 | 木造薬師如来坐像 | 高田寺 |
| 岩船寺三重塔 | 岩船寺 | 木造十一面観音立像 | 法泉寺 | 木造愛染明王坐像 | 神童寺 |
| 岩船寺十三重塔 | 岩船寺 | 木造十一面観音菩薩立像(本尊) | 海住山寺 | 木造不動明王立像 | 神童寺 |
| 岩船寺石室 | 岩船寺 | 木造十一面観音菩薩立像 | 海住山寺 | 木造阿弥陀如来坐像 | 神童寺 |
| 岩船寺五輪塔 | 岩船寺 | 木造四天王立像 | 海住山寺 | 木造毘沙門天立像 | 神童寺 |
| 五輪塔(西小) | 木津川市 | 厨子入木造吉祥天立像 | 浄瑠璃寺 | 木造日光月光菩薩立像 | 神童寺 |
| 御霊神社本殿 | 御霊神社 | 木造馬頭観音立像 | 浄瑠璃寺 | 木造伎楽面 | 神童寺 |
| 十三重塔 | 千日墓地管理組合 | 木造地藏菩薩立像 | 浄瑠璃寺 | 絹本着色法華経曼荼羅図 | 海住山寺 |
| 白山神社本殿 | 白山神社 | 木造薬師如来坐像 | 浄瑠璃寺 | 三重塔初重壁画十六羅漢像 | 浄瑠璃寺 |
| 泉橋寺五輪塔 | 泉橋寺 | 木造地藏菩薩立像 | 浄瑠璃寺 | 絹本着色仏涅槃図 | 常念寺 |
| 神童寺本堂 | 神童寺 | 木造不動明王及二童子立像 | 浄瑠璃寺 | 海住山寺文書 | 海住山寺 |
| 天神神社十三重塔 | 天神神社 | 木造阿弥陀如来坐像 | 岩船寺 | 浄瑠璃寺流記 | 浄瑠璃寺 |
| 松尾神社本殿 | 松尾神社 | 厨子入木造普賢菩薩像 | 岩船寺 | 石燈籠 | 浄瑠璃寺 |

重要無形民俗文化財

| 文化財 | 所有者・管理者 |
|----------|------------|
| 涌出宮の宮座行事 | 涌出宮宮座行事保存会 |

特別名勝

| 文化財 | 所有者・管理者 |
|--------|---------|
| 浄瑠璃寺庭園 | 浄瑠璃寺 |

史跡

| 文化財 | 所有者・管理者 | 文化財 | 所有者・管理者 | 文化財 | 所有者・管理者 |
|---------|----------|--------------|---------|------|------------|
| 奈良山瓦窯跡 | 木津川市・奈良市 | 恭仁宮跡(山城国分寺跡) | 木津川市 | 神雄寺跡 | 木津川市、岡田国神社 |
| 石のカラト古墳 | 木津川市・奈良市 | 高麗寺跡 | 木津川市 | | |
| 浄瑠璃寺庭園 | 浄瑠璃寺 | 椿井大塚山古墳 | 木津川市 他 | | |

資料：文化財保護課（平成29年3月末時点）

発行日／平成 31 年 3 月発行

編 集／木津川市マチオモイ部学研企画課

〒 619-0286

京都府木津川市木津南垣外 110 - 9

TEL : 0774-72-0501 (代表)

TEL : 0774-75-1201 (マチオモイ部学研企画課) Fax : 0774-75-2701

H P : <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>

E-mail : kikaku@city.kizugawa.lg.jp



木 津 川 市